

事業計画（宮城県南三陸町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	44地区海岸
被災した地区海岸数	35地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	12地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	35地区海岸

② 堤防高

9月9日に堤防高を公表※。

本吉海岸：T.P. 9.8m（対象津波：明治三陸地震）

志津川湾：T.P. 8.7m（対象津波：想定宮城県沖地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、11月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、11月までに復旧する施設の概要計画策定※¹を目指す。

- ・5地区海岸において、本復旧の工事着工※²を目指す。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(南三陸町)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
韭の浜	82	護岸、離岸堤	4.50	3.68	—	H23.11	H24	H24 以降	H24 以降	・概略設計
草木沢	194	護岸	4.50	4.50	—	H23.11	H24	H24 以降	H24 以降	・概略設計
田の浦	193	護岸	4.50	4.50	—	H23.11	H24	H24 以降	H24 以降	・概略設計
石浜	163	護岸	4.50	4.50	—	H23.11	H24	H24 以降	H24 以降	・概略設計
細浦	350	護岸	3.62	8.70	—	H23.11	H24	H24 以降	H24 以降	・概略設計
荒砥 (農振局)	187	護岸	3.82	3.16	—	H23.11	H24	H24 以降	H24 以降	・概略設計
寺浜	217	護岸	4.12	7.30	—	H23.11	H24	H24 以降	H24 以降	・概略設計
波伝谷 (戸倉) (農振局)	500	護岸	4.62	3.79	—	H23.11	H24	H24 以降	H24 以降	・概略設計
滝浜 (近東)	391	護岸	5.12	4.38	—	H23.11	H24	H24 以降	H24 以降	・概略設計
清水	799	護岸	4.12	8.70	—	H23.11	H24	H24 以降	H24 以降	・概略設計
水戸辺 (農振局)	346	護岸	4.50	7.30	—	H23.11	H24	H24 以降	H24 以降	・概略設計
泊漁港 漁港	273	護岸	4.62	8.70	—	H23.11	H23.11	H24.3	H28.3	・概略設計
伊里前 漁港	515	護岸、防潮堤	4.62	8.70	実施中	H23.11	H23.11	H24.3	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
志津川 漁港	2,728	防潮堤、護岸	4.62	8.70	実施中	H23.11	H23.11	H24.3	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
波伝谷 漁港	1,335	防潮堤、護岸	4.62	8.70	—	H23.11	H23.11	H24.3	H28.3	・概略設計
港漁港	243	護岸、防潮堤、胸壁	4.62	8.70	完了	H23.11	H24.4	H25.11	H28.3	・河川管理者により応急復旧 実施
田浦漁港	599	防潮堤、護岸、胸壁、堤防	4.62	8.70	実施中	H23.11	H24.4	H25.11	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
ばなな 漁港	869	防潮堤、護岸、胸壁	4.62	8.70	—	H23.11	H24.4	H24.7	H26.3	・概略設計
寄木漁港	412	防潮堤、胸壁	3.62	8.70	実施中	H23.11	H24.4	H25.11	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
韭浜漁港	272	護岸、胸壁	3.62	8.70	—	H23.11	H24.4	H25.11	H28.3	・概略設計
細浦漁港	389	防潮堤、護岸	3.62	8.70	実施中	H23.11	H24.4	H25.11	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
清水漁港	262	防潮堤	4.12	8.70	実施中	H23.11	H24.4	H25.11	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
荒砥漁港	346	防潮堤、護岸、胸壁	4.12	8.70	—	H23.11	H24.4	H24.7	H26.3	・概略設計

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
平磯漁港	361	護岸、防潮堤、胸壁	4.12	8.70	—	H23.11	H24.4	H25.11	H28.3	・概略設計
折立漁港	301	防潮堤	5.12	8.70	—	H23.11	H24.4	H25.11	H28.3	・概略設計
水戸辺 漁港	363	防潮堤	5.12	8.70	実施中	H23.11	H24.4	H25.11	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
津ノ宮 漁港	340	護岸	5.12	8.70	実施中	H23.11	H24.4	H24.7	H26.3	・応急復旧 ・概略設計
滝浜漁港	266	護岸、堤防	5.12	8.70	—	H23.11	H24.4	H25.11	H28.3	・概略設計
長須賀	422	護岸、離岸堤	5.50	8.70	完了	H23.11	H24.2	調整中	調整中	・応急復旧
館浜	392	護岸、離岸堤	4.50	8.70	—	H23.11	H24.1	調整中	調整中	・調整中
荒砥 (水国土局)	514	護岸	4.50	8.70	—	H23.11	H24.1	調整中	調整中	・調整中
黒崎	465	護岸	4.20	8.70	—	H23.11	H24.1	調整中	調整中	・調整中
水戸辺 (水国土局)	230	護岸	4.50	7.30	完了	H23.11	H24.2	調整中	調整中	・応急復旧
戸倉	619	護岸	4.50	8.70	完了	H23.11	H24.2	調整中	調整中	・応急復旧
波伝谷 (水国土局)	124	護岸	4.50	7.30	—	H23.11	H23.12	H24.3	H25.3	・本工事

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

2. 河川対策

【県管理河川】

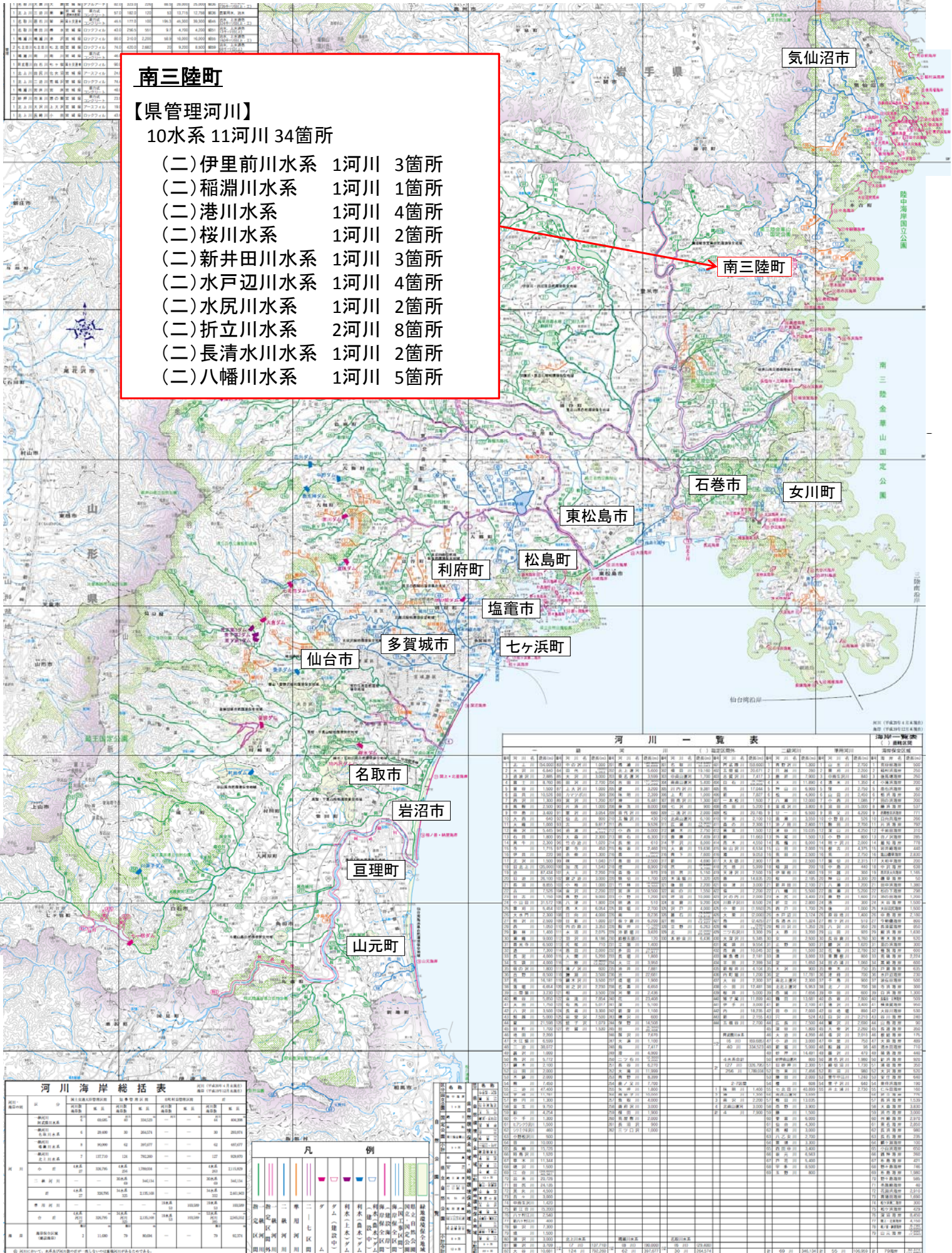
- ① 2級水系折立川水系など※¹、10水系11河川34箇所※²での災害復旧事業を予定。
- ② 全34箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定。
設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
- ③ 成果目標 平成23年度
○ 県管理区間（災害復旧事業）
全34箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 南三陸町

図面：宮城県提供



3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 460ha の農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地等の復旧

概ね 3 年以内の復旧を目指す。

○平成 24 年度からの営農再開を目指す農地

約 30ha（志津川地区の一部農地）

○平成 25 年度以降、順次、営農再開を目指す農地 約 430ha

（現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。）

③ その他

大区画化等の区画整理を導入する地区においては、別途、地域の合意形成を進めながら実施していくことが必要。

4. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 旧歌津町、旧志津川町
- ② 海岸防林の防潮工 655m、林帯 2.9ha が被災。
- ③ 防潮工については、居住可能な家屋の残っている集落が背後に存する区間で応急復旧を完了。本復旧については、本年度中に着手予定。
- ④ 防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧は概ね 5 年で完了させ、樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね 5 年で完了させることとして、全体の復旧を概ね 10 年で行うことを目指す。
(保全対象：国道 45 号線、県道 225 号線他、農地、人家（波伝谷地区他）)

5. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<南三陸町立学校等>

東日本大震災により被災した町立学校等のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の8校・1施設（学校給食センター）について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる5校については、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- 津波により甚大な被害を受けた戸倉小学校、名足小学校、戸倉中学校、学校給食センターの3校・1施設については、移転も含めた総合的な検討が必要である。これらの学校等は、平成24年1月を目途に当町の震災復興計画実施計画を策定し、その後に復旧場所の確定、平成28年3月までに復旧完了を目標とする。なお、戸倉中学校については、生徒数の推移によっては学校統合を検討する。

<県立学校>

南三陸町に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1校については、比較的軽微な被害に留まるので、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

津波被害により園舎が流失したあさひ幼稚園について、同地での再建が困難であるため、同町内の公民館を間借りして平成23年6月から保育を再開しており、応急仮設校舎の建設を進めつつ、町立小中学校などと併せて高台に移転する計画である。（ただし、複合施設ではなく、近隣地での復旧を行う予定。）町復興計画は平成23年12月の策定に向けて現在作業が進められており、同計画を踏まえ、平成25年度末までに復旧場所の確定を行うことを目標とするが、同町内に直ちに活用可能な高台は少なく、大規模な土地造成を伴うことから、復旧完了は平成26年度以降になる公算が大きい。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設を含む）

<南三陸町立社会教育施設>

東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予

定の7施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる南三陸町総合体育館、南三陸町平成の森野球場の2施設については、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- 甚大な被害を受けた志津川公民館、戸倉公民館、歌津公民館、南三陸町図書館、南三陸町総合運動場の5施設については、全て津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要である。また、公民館と図書館等は関係者の意向を踏まえ2施設を1施設に統合し復旧を目指す予定である。

＜県立社会教育施設＞

南三陸町に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1施設について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 津波による艇庫の全損などの被害を受けた志津川自然の家については、平成24年度に事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

6. 土砂災害対策

- ①本年 8 月末までに、町内約 200 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約 10 箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ②最大震度 6 弱を観測した南三陸町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

7. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び建物の倒壊等により膨大な量（560 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 7 月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成 24 年 3 月までを目途に完了させる。なお、11 月 8 日現在、全ての災害廃棄物の 58% の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 3 月までを目途に完了させる。
鉄筋コンクリート造については、県に委託し平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(宮城県南三陸町)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (9/9宮城県公表)										
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)								
2. 河川対策													
(県管理河川)	施工準備 (堤防設計等)				本復旧 (河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。)								
	⇔ 出水期				⇔ 出水期				⇔ 出水期				
3. 農地・農業用施設													
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等		営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)								
(志津川地区の一部農地等)													
上記以外の農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、畦畔の復旧等							順次営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)			
(注) 大区画化の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。													
本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。													

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
4. 海岸防災林の再生 (旧歌津町他)													
	防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧（概ね5年で完了） → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施（全体の復旧を概ね10年で完了）												
5. 学校施設等													
幼稚園・小・中・高等学校等	<町立学校>												
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧											
	甚大な被害を受けた学校の復旧	校舎等の本格復旧											
	※津波により被害を受けた学校等は、町震災復興計画を踏まえて移転場所を確定し復旧												
	<県立学校>												
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧											
	<私立学校>												
	甚大な被害を受けた学校の復旧	応急仮設校舎の建設 移転場所選定 校舎等の本格復旧											

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
公立社会教育施設（公立社会体育施設を含む）	<町立社会教育施設>													
	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧												
	甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	施設の本格復旧												
	※津波により被害を受けた社会教育施設は、町震災復興計画を踏まえて移転場所を確定し復旧													
	<県立社会教育施設>													
	比較的軽微な被害に留まる施設の復旧	校舎等の本格復旧												
6. 土砂災害対策														
	土砂災害危険箇所の点検等													
		(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用												
7. 災害廃棄物の処理														
		(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)												
		(その他の災害廃棄物)												
		(中間処理・最終処分)										(木くず、コンクリートくずの再生利用)		